

関連法律条文

■近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年7月31日法律第103号）

（近郊緑地保全区域の指定）

第五条 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴くとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 近郊緑地保全区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令で定めることにより告示することによって、その効力を生ずる。
- 4 前二項の規定は、近郊緑地保全区域の変更について準用する。

■近畿圏整備法（昭和38年7月10日法律第129号）

（近郊整備区域の指定）

第十一条 国土交通大臣は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 近郊整備区域の指定は、国土交通大臣が国土交通省令の定めることにより告示することによって、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第十二条 国土交通大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（保全区域）

第十四条 国土交通大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

- 2 第十一条第二項及び第三項の規定は、保全区域の指定について準用する。